

障発第0701001号  
平成20年7月1日

各 都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課長

「障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金適用除外許可手続について」の  
一部改正について

最低賃金法の一部を改正する法律（平成19年法律第129号）が平成19年12月5日に公布され、これに伴い、最低賃金法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成20年政令第151号）及び最低賃金法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第101号）が本年4月25日をもって公布され、それぞれ、本年7月1日より施行されます。

今般の法律改正等により、「障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金適用除外許可手続について」（平成18年10月2日障発第1002001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を別添新旧対照表のとおり改正し、本年7月1日から適用することとなりますので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

なお、主な改正内容は、下記のとおりですので、御了知いただきますようお願いいたします。

#### 記

最低賃金法の一部改正等に伴い、下記のとおり字句の修正を行うこと。

「適用除外」 → 「減額の特例」  
「被申請労働者」 → 「減額対象労働者」

障発第1002001号  
平成18年10月2日  
一部改正 障発第0701001号  
平成20年7月1日

各 都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課長

### 障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について

日頃より、障害保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。  
さて、平成18年10月1日から、障害者自立支援法が本格施行され、新事業への移行が始まっております。

この障害者自立支援法におきましては、障害福祉計画により、平成23年度までに福祉施設における雇用の場（就労継続支援A型事業）の大幅な確保を目指すこととしており、これに伴って最低賃金の減額の特例許可申請件数も増加することが考えられることから、今般、労働基準局との間で、当該申請における事務処理手続の迅速化等について協議してまいりました。

その方法として、就労継続支援A型事業の対象労働者について、障害により著しく労働能力が低いことを理由として行われる最低賃金の減額の特例許可申請用の添付資料として、「[障害者自立支援法に基づく就労継続支援A型事業所用]最低賃金の減額の特例外許可 作業実績、作業能力に関する資料」（別添）を作成いたしました。

これにより、別添資料を添付した許可申請が行われた場合には、労働基準監督署の現地調査において、事務処理の迅速化を図ることとされましたので、最低賃金の減額の特例許可申請に当たっては、別添資料を添付していただくよう事業者に対する指導をお願いいたします。

なお、最低賃金は、労働者に対する賃金の最低額を保障することで、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等に資するものであることから、原則としてこれを遵守しなければならないものであり、最低賃金の減額の特例はあくまで特例的な措置であることにご留意いただくとともに、事業者に対し、必要に応じて対象労働者や保護者等に最低賃金制度及び最低賃金の減額の特例許可制度の趣旨について説明を行うよう併せてご指導をお願いいたします。